

農業委員会からのお知らせ

適正に農地に関する手続きを行ってください

農地法は、農業生産の基盤である農地が、限られた資源であり、地域においても貴重な資源であるため、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえ、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進するほか、農地の利用関係を調整、農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることによって、農業生産の増大を図り、国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的としています。この農地法の定めにより、農地には、さまざまな制約があります。

○農地法第3条関係(所有権移転など)

農地を、耕作目的で「所有権移転(売買・贈与・交換)および賃借権設定」する場合に必要な手続きです。
※相続(所有者死亡)による所有権移転は、農地法第3条第3項の届け出が必要ですが、農業委員会の許可は不要です。

○農地法第4条・第5条(農地を農地以外のものにする転用)

第4条：農地を、所有者自らが転用する場合
第5条：転用を目的とした売買・賃借の場合
いずれも許可の手続きが必要です。



農地の貸し借りは農業委員会にご相談を！

正規な手続きのない農地の貸し借りは、農地法上無効であり、トラブルの原因となります。また補助金など各種制度に重大な影響がありますので、農業委員会を通じ、適正な手続きをお願いします。

利用権設定とは？

地域の担い手や規模拡大希望者への権利を設定し、農地の賃借契約をすることです。利用権設定による賃借を行った場合には、契約期間が満了すると自動的に契約解除となります。

耕作放棄は納税猶予の打ち切り対象です!!

農地の相続税・贈与税の納税猶予について、平成21年の農地法改正により扱いが厳格になっています。農地の納税猶予を受けている方の農地が、耕作放棄地となっている場合、納税猶予が打ち切りとなる場合がありますので、ご注意ください。

※農業委員会への申請書の受付期間は毎月15日から30日(30日が閉庁日の場合は翌開庁日まで)となります。

※農業振興地域の除外申出の受付期間は、原則として4月・10月の1カ月間(土日祝日を除く)です。なお農振除外の手続きには概ね6カ月以上の期間が必要となります。

詳しいお問い合わせは、農林振興課および農業委員会事務局まで。 ☎72-6935